24 営農技術対策(号外-6)

台風第17号に伴う大雨・暴風に備えて

平成24年9月28日 北海道農政部

気象庁の台風進路予報によれば、大型の台風第 17 号は、10 月 1 日から 2 日にかけて、 北海道に接近する見込みです。

つきましては、今後の気象庁の台風情報(http://www.jma.go.jp/jp/typh/)等に十分注意し、 風雨が強くなる前に次の事項の徹底に努めてください。

第1 大雨対策

1 水田等では、大雨等による浸水、冠水に備え、排水口の解放や畦畔を切る等の 排水対策を行うとともに、用排水路の草刈り及び水路内のゴミ上げを行い、水の 流れを確保する。

貯蔵施設において、浸水の被害が想定される場合には、収穫物を浸水の危険がない安全な場所に移動する。

- 2 畑地等では、低地や排水不良地など大雨により滞水が心配されるほ場は、あらかじめスコップ等で、明渠や排水溝へ排水できるよう溝を掘っておく。
- 3 ビニールハウス・農舎・畜舎・サイロ・飼料庫等に水が入り込む恐れがある場合は、施設の補修のほか、施設周辺に排水溝を掘り、土のうを積むなどの対策を行って施設への浸水を防ぐ。また、ビニールハウス周辺の排水溝が浅くなっている場合は、ハウスのすき床面より低く掘り下げるなどの排水対策を講じる。ビニールハウスのボイラーや移動できる機械類は可能な限り高所に移し、浸水を避ける。
- 4 畜産等の堆肥場や尿溜に入った雨水が流出する恐れがある場合は、土盛りなど 行い河川への流入を防ぐ。
- 5 草地ほ場に仮置きしているロールベール乾草やラップサイレージは、滞水の恐れのない場所へ移動する。
- 6 氾濫する恐れのある河川周辺に放牧している牛は、目の届く放牧地や避難施設など、できるだけ安全な所に誘導する。

第2 暴風対策

- 1 ビニールハウス等農業施設の補強
- (1) ビニールハウスや農舎、畜舎などの屋根や壁の点検・補修を行い、風雨による被害を防止する。風雨が強くなってからの点検・補修は危険なので、必ず事前に行う。
- (2) 栽培を終えたハウスは、ビニール等をはずしておく。
- (3) 既設の防風網は点検整備を十分に行い、突風がおこりやすい場所には応急的に 防風網の設置を行う。
- (4) ハウスバンドを固定するアンカー杭が浮き上がっていないか確かめ、修正して おく。
- (5) ハウスの筋かいが緩んでいればしっかりと締め付けるが、緩んでいるところだけを締め付けると周囲の筋かいが緩むので、ハウス全体の筋かいが均等に締め付けられるように調節する。また、ハウス中央部に支柱を設置し暴風雨に対するハウス強度を高める。
- (6) ハウスの出入り口、天窓、側窓、換気扇及び側面のフィルム巻上げ部などの開

口部が、きちんと締まるかチェックしておく。

- (7) ビニールフィルムが強く緊張するように、ハウスバンドをきつく締めておく。 バンドレスの場合は、フィルムを均等に緊張することが難しく、強風でフィルム がバタつくとフィルムが破れやすくなるので、妻側端部及び適当な中間部に防風 ネットを張り、バタつかないようにする。
- (8) 被覆資材が破れ、風がハウス内に吹き込むとハウス内の圧力が非常に大きくなり、ハウス全体が大被害を受ける。飛来物によるハウスの破損がないように、ハウス周辺の飛散しやすいものを片付けておく。
- (9) 風が極めて強くなることが予想される場合は、屋根ビニールをはずすなどして 風を逃がし、ハウスの倒壊を防ぐ。
- 2 露地野菜等の被害防止
- (1) ながいもの支柱やアスパラガスの倒伏防止用の支柱などは、追い挿しなどの補強を行う。
- (2) 草丈の低い作物は、べたがけ資材を被覆し暴風に対する被害を回避する。
- 3 果樹の被害防止
- (1) 台風の接近前に収穫を進めるなど、被害を最小限にできるよう対策を講じる。 その際、収穫期に達している樹種(りんご、ぶどう、西洋なし、プルーン等)は、 商品性の高い果実を優先して収穫する。

特に、りんごのつがるなどの早生種で収穫可能なものは、すみやかに収穫し冷 蔵施設に搬入する。

- (2) 強風で倒木が発生しないように、りんごのわい化栽培では、支柱やトレリスの 点検補強を行い、樹をしっかりと固定する。普通栽培では、幹や主枝を支柱や添 え木で補強し倒伏や枝裂けを防ぐ。
- (3) ぶどうでは、棚や垣根の点検補強を行い、ハウス栽培はビニール止め(マイカー線)の点検、被覆資材の破損カ所の補修を行う。収穫を終了しているハウスは速やかに被覆

資材を除去する。また、収穫中のハウスにおいても強風の場合は、ビニールを 破きパイプの保護を行う。

(4) 各果樹の幼木・若木は、支柱にしっかり固定し倒伏を防ぐ。

第3 停電・断水対策

- 1 停電・断水の恐れがあるので、特に畜舎では発電機の手配、自家発電機の試運 転、発電能力と使用する施設・機械の必要電力の確認、給水タンクの手配などの対 策を事前に行う。懐中電灯の常備や、畜舎・施設などの小道具の置き場所を家族で 確認し、夜間の停電下での突発的な人身事故に注意する。また、畜舎内の清掃・整 頓を徹底し、保管中の生石灰が雨で発熱し、火災にならないよう注意する。
- 2 酪農場で停電した場合
- (1) 停電で搾乳が不可能な場合、牛舎への出入りは必要最小限にし、牛に搾乳刺激を与えない。また、給水制限すると同時に濃厚飼料の給与は控える。
- (2) 通電後、直ちに搾乳する。ただし、前搾りを行い凝固物(通称ブツ)の有無を確認し、罹患している場合は治療する。
- (3) 牛の体調を確認して、異常牛はすみやかに獣医師の診察を受ける。
- (4) ミルカーなど電気を動力源とする機械は、通電後正常に動作するか速やかに点検する。

お問い合わせ先: 食の安全推進局技術普及課(電話 011-231-4111 内線27-823)